

議案第94号

養父市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について
養父市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月6日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市下水道条例等の一部を改正する条例

(養父市下水道条例の一部改正)

第1条 養父市下水道条例(平成16年養父市条例第253号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「規則の定める」を「管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の定める」に改め、同条3号中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「規則で定める」を「管理者が定める」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条を次のように改める。

(新規加入)

第6条 新規に公共下水道に汚水を流入させるため取付管及び公共ます等を設置する者(以下「新規加入者」という。)は、管理者に届け出て、その許可を受けなければならない。

2 新規加入者は、1口当たり25万円の加入金を管理者が定める納期限までに納付しなければならない。

3 前項の口数の算定については、管理者が別に定める。

4 新規加入者は、取付管及び公共ます等の新設にかかる費用の全部を負担しなければならない。

5 管理者は、特別な事情がある者については、第2項の規定による加入金を減額し、又は免除することができる。

第7条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則で定め

る」を「管理者が定める」に改める。

第8条中「規則で定める」を「管理者が定める」に、「市長」を「管理者」に改める。

第9条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第11条第3項中「規則で定める」を「管理者が定める」に改める。

第12条から第14条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第16条中「規則で定める」を「管理者が定める」に、「市長」を「管理者」に改める。

第17条中「規則で定める」を「管理者が定める」に、「市長」を「管理者」に改める。

第19条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で定める」を「管理者が定める」に改める。

第21条及び第22条中「市長」を「管理者」に改める。

第23条中「規則で定める」を「管理者が定める」に改める。

第24条第5号中「市長」を「管理者」に改める。

(養父市コミュニティプラント施設の設置及び管理条例の一部改正)

第2条 養父市コミュニティプラント施設の設置及び管理条例（平成16年養父市条例第254号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

養父市農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設及びコミュニティ・プラント施設の設置及び管理条例

第1条中「コミュニティプラント施設」を「農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設及びコミュニティ・プラント施設」に改める。

第3条を次のように改める。

(新規加入)

第3条 新規に施設に汚水を流入させるため取付管及び公共ます等を設置する者（以下「新規加入者」という。）は、管理者の権限を行う市長（以下「管

八木浄化センター	養父市八鹿町八木1405番地 1	八鹿町八木の一部
宿南浄化センター	養父市八鹿町宿南33番地	八鹿町宿南の一部
小田浄化センター	養父市八鹿町伊佐544番地 1	八鹿町上小田・八鹿町下小田の各一部
坂本・大江浄化センター	養父市八鹿町坂本2番地2	八鹿町坂本・八鹿町大江の各一部
奥米地浄化センター	養父市奥米地55番地 2	奥米地の一部
大薮浄化センター	養父市大薮262番地 4	大薮の一部
建屋浄化センター	養父市三谷50番地 1	長野・建屋・森・三谷の各一部
南谷浄化センター	養父市大屋町大屋市場571番地	大屋町大屋市場・大屋町糸原・大屋町宮本・大屋町門野・大屋町須西・大屋町和田の各一部
関宮東部浄化センター	養父市三宅148番地	尾崎・万久里・大谷・三宅の各一部
関宮西部浄化センター	養父市出合95番地	川原場・小路頃・出合・安井・鶴縄の各一部

2 小規模集合排水処理施設

名称	主たる施設の位置	処理区域
青山浄化センター	養父市八鹿町青山47番地 4	八鹿町青山の一部
奥三谷浄化センター	養父市八鹿町三谷407番地 2	八鹿町三谷の一部
舞狂浄化センター	養父市八鹿町舞狂401番地 7	八鹿町舞狂の一部
岩崎浄化センター	養父市八鹿町岩崎364番地 2	八鹿町岩崎の一部

3 コミュニティ・プラント施設

名称	主たる施設の位置	処理区域
円山台浄化センター	養父市八鹿町浅間1036番地 1	八鹿町浅間の一部

堀畑・はさまじ浄化センター	養父市堀畑871番地1	堀畑・上野の各一部
浅野浄化センター	養父市十二所1511番地	船谷・大坪・稲津・浅野・新津・玉見・左近山・伊豆・十二所の各一部
宮垣浄化センター	養父市大屋町宮垣483番地2	大屋町宮垣の一部
西谷浄化センター	養父市大屋町筏641番地	大屋町筏・大屋町中間の各一部
外野・草出浄化センター	養父市外野36番地3	外野・草出の各一部
轟浄化センター	養父市轟98番地2	轟の一部
葛畑浄化センター	養父市小路頃420番地1	葛畑の一部

(養父市下水道使用料徴収条例の一部改正)

第3条 養父市下水道使用料徴収条例（平成16年養父市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第1条中「個別合併処理浄化槽」を「特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設」に、「コミュニティプラント施設」を「コミュニティ・プラント施設」に改める。

第3条第1号中「市長」を「管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。）」に改め、同条第2号及び第3号中「市長」を「管理者」に改める。

第4条から第7条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第9条中「規則で定める」を「管理者が定める」に改める。

別表中「コミュニティプラント施設」を「コミュニティ・プラント施設」に、「個別合併処理浄化槽（旧関宮町内）」を「個別排水処理施設（三宅、別宮、轟池内）」に、「個別合併処理浄化槽（旧大屋町内）」を「特定地域生活排水処理施設（大屋町上山、大屋町若杉、大屋町横行地内） 個別排水処理施設（大屋町明延、大屋町上山、大屋町夏梅、大屋町若杉、大屋町横行地内）」

に改める。

(養父市水道事業審議会条例の一部改正)

第4条 養父市水道事業審議会条例(平成16年養父市条例第264号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

養父市公営企業審議会条例

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 市の水道事業及び下水道事業(以下「公営企業」という。)の健全な事業運営を図るため、養父市公営企業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 公営企業の経営に関すること。
- (2) 水道料金及び下水道使用料に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(養父市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 養父市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年養父市条例第265号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

養父市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第1条及び第2条中「企業職員」を「公営企業職員」に改める。

第8条中「市長」を「管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第9条中「規則で定める」を「管理者が定める」に改める。

(養父市上水道事業給水条例の一部改正)

第6条 養父市上水道事業給水条例(平成16年養父市条例第266号)の一部を次

のように改正する。

題名を次のように改める。

養父市給水条例

第1条中「養父市上水道事業」を「養父市水道事業」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

養父市水道事業の給水区域は、養父市公営企業の設置等に関する条例（平成28年養父市条例第 号）に定めるとおりとする。

第2条第2項中「市長」を「管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。）」に改める。

第3条中「市長」を「管理者」に改める。

第5条中「規則で定める」を「管理者が定める」に、「市長」を「管理者」に改める。

第6条から第8条の規定中「市長」を「管理者」に改める。

第9条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項から第7項までを削り、同条に次の2項を加える。

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 第1項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が定める。

第10条及び第11条中「市長」を「管理者」に改める。

第13条中「規則で定める」を「管理者が定める」に、「市長」を「管理者」に改める。

第14条から第20条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第22条中「別表第3」を「別表第1」に改める。

第23条、第24条、第26条及び第27条中「市長」を「管理者」に改める。

第39条を第40条とする。

第38条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第39条とする。

第37条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第38条とする。

第36条中「規則で定める」を「管理者が定める」に改め、同条を第37条とする。

第35条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第36条とする。

第34条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第35条とする。

第33条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第34条とする。

第32条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第33条とする。

第31条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第32条とする。

第30条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第31条とする。

第29条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第30条とする。

第28条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第29条とし、同条の前に次の1条を加える。

(水道加入金)

第28条 水道加入金（以下「加入金」という。）は、給水装置の新設工事又は改造工事の申込者から、口径別に別表第2に定める額を徴収する。

2 給水装置の口径を変更する改造工事の場合、現在の口径よりも大きい口径に変更するときは、新口径の加入金の額から旧口径の加入金の差額を徴収する。ただし、口径を小さいものに変更する場合、加入金の差額は還付しないものとする。

3 共同住宅に設置する給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事（共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。）の申込者は、第1項の規定にかかわらず、次に定める額を加入金として納付しなければならない。

(1) 新設工事 当該共同住宅の戸数に第1項に定めるメーター口径に対応する額を乗じて得た額

(2) 改造工事及び増設工事 当該共同住宅の増加戸数に第2項に定めるメーター口径に対応する額を乗じて得た額

4 加入金は、給水装置工事の申込みの際納付しなければならない。

5 管理者は、特別な事情がある者については、第1項の規定による加入金を

議案第94号 養父市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>規則</u>の定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の能力のあるものとする。</p>	<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>管理者の権限</u>を行う市長(以下「<u>管理者</u>」という。)の定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の能力のあるものとする。</p>
<p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>規則</u>で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>市長</u>の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による<u>市長</u>の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を<u>市長</u>に届け出ることをもって足りる。</p>	<p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>管理者</u>が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を<u>管理者</u>に届け出ることをもって足りる。</p>
<p>(加入金)</p> <p>第6条 前条第1項の規定により、市長の確認を受けた者は、1口当たり25万円</p>	<p>(新規加入)</p> <p>第6条 新規に公共下水道に汚水を流入させるため取付管及び公共ます等を設</p>

現 行	改 正 案
<p><u>の加入金を市長が定める納期限までに市に納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>口数の算定については、市長が別に定める。</u></p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の検査済証の様式は、<u>規則で定める。</u></p> <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事 (<u>規則で定める</u>軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し<u>規則で定める</u>技能を有する者 (以下「責任技術者」という。)が専属する業者として<u>規則で定めるところにより市長</u>が指定したもの (以下「指定工事店」という。) でなければ、行ってはならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際徴収する。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(除害施設の設置等)</p>	<p><u>置する者 (以下「新規加入者」という。)は、管理者に届け出て、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>新規加入者は、1口当たり25万円の加入金を管理者が定める納期限までに納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の口数の算定については、管理者が別に定める。</u></p> <p>4 <u>新規加入者は、取付管及び公共ます等の新設にかかる費用の全部を負担しなければならない。</u></p> <p>5 <u>管理者は、特別な事情がある者については、第2項の規定による加入金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の検査済証の様式は、<u>管理者が定める。</u></p> <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事 (<u>管理者が定める</u>軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し<u>管理者が定める</u>技能を有する者 (以下「責任技術者」という。)が専属する業者として<u>管理者が定めるところにより管理者</u>が指定したもの (以下「指定工事店」という。) でなければ、行ってはならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際徴収する。ただし、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(除害施設の設置等)</p>

現 行	改 正 案
<p>第11条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定は、<u>規則で定める項目に係る水質の汚水については、規則で定める量のものに適用する。</u></p> <p>(除害施設の設置等の届出及び検査)</p> <p>第12条 前条の規定により除害施設の設置等を行おうとする者は、あらかじめ<u>市長</u>にその計画を届け出て、確認を受けなければならない。計画を変更するときも、また同様とする。</p> <p>2 除害施設の設置等を行った者は、その工事の完了した日から5日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p>(除害施設の設置等の指示等)</p> <p>第13条 <u>市長</u>は、第11条の規定に違反している者に対し、除害施設の設置等を指示し、又は命ずることができる。</p> <p>(除害施設の改善命令等)</p> <p>第14条 <u>市長</u>は、除害施設の設置等をしたにもかかわらず、第11条に規定する汚水を公共下水道に排除する者に対し、除害施設の改善その他必要な措置を指示し、若しくは命じ、又は当該汚水の排除の一時停止を命ずることができる。</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第16条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、<u>規則で定めるところにより</u>、遅滞なく、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(悪質汚水の排除の開始等の届出)</p> <p>第17条 使用者は、令第9条第1項第4号に該当する水質又は令第9条の8若し</p>	<p>第11条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定は、<u>管理者が定める項目に係る水質の汚水については、管理者が定める量のものに適用する。</u></p> <p>(除害施設の設置等の届出及び検査)</p> <p>第12条 前条の規定により除害施設の設置等を行おうとする者は、あらかじめ<u>管理者</u>にその計画を届け出て、確認を受けなければならない。計画を変更するときも、また同様とする。</p> <p>2 除害施設の設置等を行った者は、その工事の完了した日から5日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p>(除害施設の設置等の指示等)</p> <p>第13条 <u>管理者</u>は、第11条の規定に違反している者に対し、除害施設の設置等を指示し、又は命ずることができる。</p> <p>(除害施設の改善命令等)</p> <p>第14条 <u>管理者</u>は、除害施設の設置等をしたにもかかわらず、第11条に規定する汚水を公共下水道に排除する者に対し、除害施設の改善その他必要な措置を指示し、若しくは命じ、又は当該汚水の排除の一時停止を命ずることができる。</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第16条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、<u>管理者が定めるところにより</u>、遅滞なく、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(悪質汚水の排除の開始等の届出)</p> <p>第17条 使用者は、令第9条第1項第4号に該当する水質又は令第9条の8若し</p>

現 行	改 正 案
<p>くは令第9条の9第1項第1号から第3号までに定める基準に適合しない水質の汚水（以下「悪質汚水」という。）の排除を開始しようとするときは、あらかじめ当該悪質汚水の量及び水質を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。</p> <p>（行為の許可）</p>	<p>くは令第9条の9第1項第1号から第3号までに定める基準に適合しない水質の汚水（以下「悪質汚水」という。）の排除を開始しようとするときは、あらかじめ当該悪質汚水の量及び水質を管理者が定めるところにより管理者に届け出なければならない。</p> <p>（行為の許可）</p>
<p>第19条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、また同様とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第19条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、また同様とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>2 前項の申請書の様式は、規則で定める。</p> <p>（占用）</p>	<p>2 前項の申請書の様式は、管理者が定める。</p> <p>（占用）</p>
<p>第21条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下この条において「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</p> <p>（原状回復）</p>	<p>第21条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下この条において「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</p> <p>（原状回復）</p>
<p>第22条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設ける期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると市長において認めるときは、この限りでない。</p>	<p>第22条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設ける期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると管理者において認めるときは、この限りでない。</p>
<p>2 市長は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることが</p>	<p>2 管理者は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすること</p>

現 行	改 正 案
<p>できる。 (委任) 第23条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 (罰則) 第24条 (略) (1)～(4) (略) (5) この条例の規定に基づく届出を怠り、又は<u>市長</u>に提出する書類に偽りの記載をした者</p>	<p>ができる。 (委任) 第23条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。 (罰則) 第24条 (略) (1)～(4) (略) (5) この条例の規定に基づく届出を怠り、又は<u>管理者</u>に提出する書類に偽りの記載をした者</p>

第2条 養父市コミュニティプラント施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p><u>養父市コミュニティプラント施設の設置及び管理条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地域の公衆衛生及び環境衛生の向上を図るため、<u>コミュニティプラント施設</u>（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 <u>新規に施設を使用しようとする者は、市長に届け出て許可を受けなければならない。</u></p> <p>(排水設備の新設等)</p> <p>第4条 汚水を施設に流入させるための設備（以下「排水設備」という。）の新設、増設又は改築、修理若しくは撤去（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、その計画が排水設備の設置及び構造に適合するものであることについて、<u>規則の定めるところにより、市長の確認を受けなければならない。</u>ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、あらかじめ</p>	<p><u>養父市農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設及びコミュニティ・プラント施設の設置及び管理条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地域の公衆衛生及び環境衛生の向上を図るため、<u>農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設及びコミュニティ・プラント施設</u>（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>(新規加入)</p> <p>第3条 <u>新規に施設に汚水を流入させるため取付管及び公共ます等を設置する者（以下「新規加入者」という。）は、管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に届け出て、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>新規加入者は、1口当たり25万円の加入金を管理者が定める納期限までに納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の口数の算定については、管理者が別に定める。</u></p> <p>4 <u>新規加入者は、取付管及び公共ます等の新設にかかる費用の全部を負担しなければならない。</u></p> <p>5 <u>管理者は、特別な事情がある者については、第2項の規定による加入金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(排水設備の新設等)</p> <p>第4条 汚水を施設に流入させるための設備（以下「排水設備」という。）の新設、増設又は改築、修理若しくは撤去（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、その計画が排水設備の設置及び構造に適合するものであることについて、<u>管理者が定めるところにより、管理者の確認を受けなければならない。</u>ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、</p>

現 行	改 正 案
<p>その旨を市長に届け出ることをもって足りる。 (排水設備工事の施行)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の工事が完了したときは、直ちに市長に届け出てその検査を受けなければならない。</p> <p><u>(加入金)</u></p> <p>第6条 第4条の規定により、排水設備の新設を行う場合においては1口当たり25万円の加入金を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>口数の算定については、市長が別に定める。</u></p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第8条 使用者は、施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は使用を再開しようとするときは、<u>規則に定めるところによりあらかじめその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第10条 市長は、施設の設置目的を効果的に達成するため、施設の管理業務の一部を受託団体に委託することができる。</p> <p>2 受託団体は、代表者を定めて市長に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の代表者は、<u>市長から委託された管理業務を総括するものとする。</u></p> <p>(委任)</p>	<p>あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出ることをもって足りる。 (排水設備工事の施行)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の工事が完了したときは、直ちに<u>管理者</u>に届け出てその検査を受けなければならない。</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第7条 使用者は、施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は使用を再開しようとするときは、<u>管理者が定めるところによりあらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第9条 <u>管理者</u>は、施設の設置目的を効果的に達成するため、施設の管理業務の一部を受託団体に委託することができる。</p> <p>2 受託団体は、代表者を定めて<u>管理者</u>に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の代表者は、<u>管理者から委託された管理業務を総括するものとする。</u></p> <p>(委任)</p>

現 行

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第12条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) この条例の規定に基づく届出を怠り、又は市長に提出する書類に偽りの記載をした者

2・3 (略)

別表(第2条関係)

名称	主たる施設の位置	処理区域
円山台浄化センター	養父市八鹿町浅間1036番地1	八鹿町浅間の一部
堀畑・はさまじ浄化センター	養父市堀畑871番地1	堀畑・上野の各一部
浅野浄化センター	養父市十二所1511番地	船谷・大坪・稲津・浅野・新津・玉見・左近山・伊豆・十二所の各一部
宮垣浄化センター	養父市大屋町宮垣483番地2	大屋町宮垣の一部
西谷浄化センター	養父市大屋町筏641番地	大屋町筏・大屋町中間の各一部
外野・草出浄化センター	養父市外野36番地3	外野・草出の各一部
轟浄化センター	養父市轟98番地2	轟の一部
葛畑浄化センター	養父市小路頃420番地1	葛畑の一部

改 正 案

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(罰則)

第11条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) この条例の規定に基づく届出を怠り、又は管理者に提出する書類に偽りの記載をした者

2・3 (略)

別表(第2条関係)

1 農業集落排水処理施設

名称	主たる施設の位置	処理区域
伊佐浄化センター	養父市八鹿町宿南2679番地2	八鹿町伊佐・八鹿町浅間・八鹿町宿南の各一部
浅間浄化センター	養父市八鹿町浅間740番地	八鹿町浅間の一部
八木浄化センター	養父市八鹿町八木1405番地1	八鹿町八木の一部
宿南浄化センター	養父市八鹿町宿南33番地	八鹿町宿南の一部
小田浄化センター	養父市八鹿町伊佐544番地1	八鹿町上小田・八鹿町下小田の各一部
坂本・大江浄化センター	養父市八鹿町坂本2番地2	八鹿町坂本・八鹿町大江の各一部
奥米地浄化センター	養父市奥米地55番地2	奥米地の一部

現 行	改 正 案		
	<u>大藪浄化センター</u>	養父市大藪262番地4	大藪の一部
	<u>建屋浄化センター</u>	養父市三谷50番地1	長野・建屋・森・三谷の各一部
	<u>南谷浄化センター</u>	養父市大屋町大屋市場571番地	大屋町大屋市場・大屋町糸原・大屋町宮本・大屋町門野・大屋町須西・大屋町和田の各一部
	<u>関宮東部浄化センター</u>	養父市三宅148番地	尾崎・万久里・大谷・三宅の各一部
	<u>関宮西部浄化センター</u>	養父市出合95番地	川原場・小路頃・出合・安井・鶴縄の各一部
		2 小規模集合排水処理施設	
		名称	主たる施設の位置
			処理区域
<u>青山浄化センター</u>		養父市八鹿町青山47番地4	八鹿町青山の一部
<u>奥三谷浄化センター</u>		養父市八鹿町三谷407番地2	八鹿町三谷の一部
<u>舞狂浄化センター</u>		養父市八鹿町舞狂401番地7	八鹿町舞狂の一部
<u>岩崎浄化センター</u>		養父市八鹿町岩崎364番地2	八鹿町岩崎の一部
3 コミュニティ・プラント施設			
		名称	主たる施設の位置
			処理区域

現 行	改 正 案		
	円山台浄化センター	養父市八鹿町浅間1036番地1	八鹿町浅間の一部
	堀畑・はさまじ浄化センター	養父市堀畑871番地1	堀畑・上野の各一部
	浅野浄化センター	養父市十二所1511番地	船谷・大坪・稲津・浅野・新津・玉見・左近山・伊豆・十二所の各一部
	宮垣浄化センター	養父市大屋町宮垣483番地2	大屋町宮垣の一部
	西谷浄化センター	養父市大屋町筏641番地	大屋町筏・大屋町中間の各一部
	外野・草出浄化センター	養父市外野36番地3	外野・草出の各一部
	轟浄化センター	養父市轟98番地2	轟の一部
	葛畑浄化センター	養父市小路頃420番地1	葛畑の一部

第3条 養父市下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定により、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、<u>個別合併処理浄化槽</u>、小規模集合排水処理施設及び<u>コミュニティプラント施設</u>（以下「施設」という。）の使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(排除汚水量の算定)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、水道水の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用する場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、各使用者の態様を勘案して<u>市長</u>が認定する。</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の態様を勘案して<u>市長</u>が認定する。</p> <p>(3) 製氷業その他の営業で、使用水量が施設に排除する汚水量と著しく異なる場合は、<u>市長</u>は、使用者の申告に基づいてその汚水量を認定する。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第4条 使用料は、納入通知書又は口座振替により毎月徴収する。ただし、<u>市長</u>が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 使用料は、<u>市長</u>が指定する日までに納入しなければならない。</p> <p>(特別な場合の使用料の算定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定により、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、<u>特定地域生活排水処理施設</u>、<u>個別排水処理施設</u>、小規模集合排水処理施設及び<u>コミュニティ・プラント施設</u>（以下「施設」という。）の使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(排除汚水量の算定)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、水道水の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用する場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、各使用者の態様を勘案して<u>管理者の権限</u>を行う<u>市長</u>（以下「管理者」という。）が認定する。</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の態様を勘案して<u>管理者</u>が認定する。</p> <p>(3) 製氷業その他の営業で、使用水量が施設に排除する汚水量と著しく異なる場合は、<u>管理者</u>は、使用者の申告に基づいてその汚水量を認定する。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第4条 使用料は、納入通知書又は口座振替により毎月徴収する。ただし、<u>管理者</u>が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 使用料は、<u>管理者</u>が指定する日までに納入しなければならない。</p> <p>(特別な場合の使用料の算定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

現 行							改 正 案							
<p>2 施設の使用者は、使用料の算定の基礎となる事項に異動が生じたときは、直ちに市長へ届け出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による届出が事実と相違するときは、市長がこれを認定する。 (資料の提出)</p> <p>第6条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。 (使用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例で定める使用料を減額し、又は免除することができる。 (委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表(第2条関係)</p>							<p>2 施設の使用者は、使用料の算定の基礎となる事項に異動が生じたときは、直ちに管理者へ届け出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による届出が事実と相違するときは、管理者がこれを認定する。 (資料の提出)</p> <p>第6条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。 (使用料の減免)</p> <p>第7条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例で定める使用料を減額し、又は免除することができる。 (委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>別表(第2条関係)</p>							
施設の名称		使用水量・使用料					10m ³	使用水量・使用料						
		基本水量	超過水量					基本水量	超過水量					
		10m ³	11～ 20m ³	21～ 30m ³	31～ 50m ³	51～ 80m ³		81m ³ 以上	10m ³	11～ 20m ³	21～ 30m ³	31～ 50m ³	51～ 80m ³	81m ³ 以上
超過水量1m ³ 当たりの加算額							超過水量1m ³ 当たりの加算額							
公共下水道	1,715円	170円	188円	208円	230円	255円	公共下水道	1,715円	170円	188円	208円	230円	255円	
特定環境保全公共下水道							特定環境保全公共下水道							
農業集落排水施設							農業集落排水施設							
小規模集合排水処理施設							小規模集合排水処理施設							
コミュニティプラント施							コミュニティ・プラント施							

現 行							改 正 案							
設 個別合併処理浄化槽 (旧関宮町内)							設 個別排水処理施設 (三宅、別宮、轟池内)							
個別合併処理浄化槽 (旧大屋町内)	953円						特定地域生活排水処理施設 (大屋町上山、大屋町若杉、大屋町横行地内)	953円						
							個別排水処理施設(大屋町明延、大屋町上山、大屋町夏梅、大屋町若杉、大屋町横行地内)							

第4条 養父市水道事業審議会条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p><u>養父市水道事業審議会条例</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 養父市水道事業の円滑な運営を図るため、養父市水道事業審議会</u> <u>(以下「審議会」という。)を置く。</u></p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p><u>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。</u></p> <p><u>(1) 水道事業の財政計画及び使用料金体系に関すること。</u></p> <p><u>(2) 市長が水道事業の運営上必要と認める事項に関すること。</u></p>	<p><u>養父市公営企業審議会条例</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 市の水道事業及び下水道事業（以下「公営企業」という。）の健全</u> <u>な事業運営を図るため、養父市公営企業審議会（以下「審議会」という。）</u> <u>を設置する。</u></p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p><u>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。</u></p> <p><u>(1) 公営企業の経営に関すること。</u></p> <p><u>(2) 水道料金及び下水道使用料に関すること。</u></p> <p><u>(3) その他市長が必要と認める事項に関すること。</u></p>

第5条 養父市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p><u>養父市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>企業職員</u>の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 <u>企業職員</u>で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>(退職者の給与)</p> <p>第8条 職員が退職にされたときは、<u>市長</u>が定めるところにより給与を支給することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p><u>養父市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>公営企業職員</u>の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 <u>公営企業職員</u>で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>(退職者の給与)</p> <p>第8条 職員が退職にされたときは、<u>管理者の権限を行う市長</u>(以下「<u>管理者</u>」<u>という。)</u>が定めるところにより給与を支給することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、<u>管理者が定める</u>。</p>

第6条 養父市上水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p><u>養父市上水道事業給水条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>養父市上水道事業</u>の給水についての料金及び給水装置工事の費用の負担その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給水区域)</p> <p>第2条 <u>養父市上水道事業の給水区域は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>市長が公益上必要と認めるときは、区域外に給水し、又は区域内の給水を停止することができる。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において給水装置とは、需要者に水を供給するために<u>市長の</u>施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置の工事」という。）をしようとする者は、<u>規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>(新設等の費用負担)</p> <p>第6条 給水装置の工事に要する費用は、当該給水装置の工事をしようとする者の負担とする。ただし、<u>市長が特に必要があると認めたものについては、市</u></p>	<p><u>養父市給水条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>養父市水道事業</u>の給水についての料金及び給水装置工事の費用の負担その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給水区域)</p> <p>第2条 <u>養父市水道事業の給水区域は、養父市公営企業の設置等に関する条例（平成28年養父市条例第 号）に定めるとおりとする。</u></p> <p>2 <u>管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が公益上必要と認めるときは、区域外に給水し、又は区域内の給水を停止することができる。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において給水装置とは、需要者に水を供給するために<u>管理者の</u>施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置の工事」という。）をしようとする者は、<u>管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>(新設等の費用負担)</p> <p>第6条 給水装置の工事に要する費用は、当該給水装置の工事をしようとする者の負担とする。ただし、<u>管理者が特に必要があると認めたものについては、</u></p>

現 行	改 正 案
<p>においてその費用を負担することができる。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置の工事は、<u>市長又は市長</u>が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の工事を施工する場合は、あらかじめ<u>市長</u>の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に<u>市長</u>の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により<u>市長</u>が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(工事費の算出方法)</p> <p>第9条 <u>市長</u>が施行する給水装置の工事の工事費は、次の合計額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、特別の費用としての水道加入金(以下「加入金」という。)は、口径別に別表第2に定めるところにより徴収する。</p>	<p>市においてその費用を負担することができる。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置の工事は、<u>管理者又は管理者</u>が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の工事を施工する場合は、あらかじめ<u>管理者</u>の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に<u>管理者</u>の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により<u>管理者</u>が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第8条 <u>管理者</u>は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(工事費の算出方法)</p> <p>第9条 <u>管理者</u>が施行する給水装置の工事の工事費は、次の合計額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>3 <u>既に水道に加入している者が現在のメーター口径よりも大きい口径に変更するときは、前項に定められている加入金の差額を徴収する。ただし、メーター口径を小さいものに変更した場合には、加入金の差額は還付しないものとする。</u></p> <p>4 <u>共同住宅に設置する給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事（共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。）の申込者は、第2項の規定にかかわらず、次に定める額を加入金として納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>新設工事 当該共同住宅の戸数に第2項に定めるメーター口径に対応する額を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>改造工事及び増設工事 当該共同住宅の増加戸数に第2項に定めるメーター口径に対応する額を乗じて得た額</u></p> <p>5 <u>加入金は、給水装置工事の申込みの際納付しなければならない。</u></p> <p>6 <u>市長は、特別な事情がある者については、第2項の規定による加入金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>7 <u>第1項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(工事費の予納)</p> <p>第10条 <u>市長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。</u></p> <p>(給水装置の変更等の工事)</p> <p>第11条 <u>市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を</u></p>	<p>2 <u>前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が定める。</u></p> <p>(工事費の予納)</p> <p>第10条 <u>管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。</u></p> <p>(給水装置の変更等の工事)</p> <p>第11条 <u>管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更</u></p>

現 行	改 正 案
<p>加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。</p> <p>(給水契約の申込み)</p> <p>第13条 水道を使用しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、あらかじめ<u>市長</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の所有者の代理人)</p> <p>第14条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は<u>市長</u>において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。</p> <p>(管理人の選定)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認めた者</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。</p> <p>(水道メーターの設置)</p> <p>第16条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、<u>市長</u>がその必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は<u>市長</u>が定める。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(水道の使用中止、変更等の届出)</p> <p>第17条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。</p> <p>(給水契約の申込み)</p> <p>第13条 水道を使用しようとする者は、<u>管理者</u>が定めるところにより、あらかじめ<u>管理者</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の所有者の代理人)</p> <p>第14条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は<u>管理者</u>において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。</p> <p>(管理人の選定)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>管理者</u>が必要と認めた者</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。</p> <p>(水道メーターの設置)</p> <p>第16条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、<u>管理者</u>がその必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は<u>管理者</u>が定める。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(水道の使用中止、変更等の届出)</p> <p>第17条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(消火栓の使用)</p>	<p>2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(消火栓の使用)</p>
<p>第18条 (略)</p> <p>2 消火栓を消防演習に使用するときは、<u>市長</u>の指定する者の立会いを要する。</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任)</p>	<p>第18条 (略)</p> <p>2 消火栓を消防演習に使用するときは、<u>管理者</u>の指定する者の立会いを要する。</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任)</p>
<p>第19条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>第19条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>
<p>2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、<u>市長</u>が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。</p>	<p>2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、<u>管理者</u>が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(給水装置及び水質の検査)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(給水装置及び水質の検査)</p>
<p>第20条 <u>市長</u>は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を水道使用者等に通知する。</p>	<p>第20条 <u>管理者</u>は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を水道使用者等に通知する。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(料金)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(料金)</p>
<p>第22条 料金は、<u>別表第3</u>により算出した金額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。</p> <p>(料金の算定)</p>	<p>第22条 料金は、<u>別表第1</u>により算出した金額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。</p> <p>(料金の算定)</p>
<p>第23条 料金は、定例日 (料金算定の基準日として、あらかじめ<u>市長</u>が定め</p>	<p>第23条 料金は、定例日 (料金算定の基準日として、あらかじめ<u>管理者</u>が定め</p>

現 行	改 正 案
<p>日をいう。)に、メーターの検針を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、<u>市長</u>は定例日を変更することができる。</p>	<p>た日をいう。)に、メーターの検針を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、<u>管理者</u>は定例日を変更することができる。</p>
<p>(使用水量及び用途の認定)</p>	<p>(使用水量及び用途の認定)</p>
<p>第24条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。</p>	<p>第24条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(料金の徴収方法)</p>	<p>(料金の徴収方法)</p>
<p>第26条 料金は、納入通知書又は口座振替により毎月徴収する。ただし、<u>市長</u>が必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>第26条 料金は、納入通知書又は口座振替により毎月徴収する。ただし、<u>管理者</u>が必要があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>2 料金は、<u>市長</u>の指定する日までに納付しなければならない。</p>	<p>2 料金は、<u>管理者</u>の指定する日までに納付しなければならない。</p>
<p>(督促手数料)</p>	<p>(督促手数料)</p>
<p>第27条 <u>市長</u>は、料金を期限内に納入しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならない。</p>	<p>第27条 <u>管理者</u>は、料金を期限内に納入しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
	<p>(水道加入金)</p>
	<p>第28条 <u>水道加入金</u> (以下「加入金」という。)は、給水装置の新設工事又は改造工事の申込者から、口径別に別表第2に定める額を徴収する。</p>
	<p>2 <u>給水装置の口径を変更する改造工事の場合、現在の口径よりも大きい口径に変更するときは、新口径の加入金の額から旧口径の加入金の差額を徴収する。ただし、口径を小さいものに変更する場合、加入金の差額は還付しないものとする。</u></p>
	<p>3 <u>共同住宅に設置する給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事 (共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。)</u>の申込者は、第1項の規</p>

現 行	改 正 案
<p>(手数料)</p> <p>第28条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。</p> <p>(1) 市長が給水装置工事の設計をするとき 1件につき 2,000円</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(料金、手数料等の軽減及び免除)</p> <p>第29条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>(料金の過誤)</p> <p>第30条 市長は、給水使用料納付後、料金に増減又は過誤があったときは、翌月の使用料において増減することができる。</p> <p>(給水装置の検査等)</p> <p>第31条 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。</p>	<p>定にかかわらず、次に定める額を加入金として納付しなければならない。</p> <p>(1) 新設工事 当該共同住宅の戸数に第1項に定めるメーター口径に対応する額を乗じて得た額</p> <p>(2) 改造工事及び増設工事 当該共同住宅の増加戸数に第2項に定めるメーター口径に対応する額を乗じて得た額</p> <p>4 加入金は、給水装置工事の申込みの際納付しなければならない。</p> <p>5 管理者は、特別な事情がある者については、第1項の規定による加入金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。</p> <p>(1) 管理者が給水装置工事の設計をするとき 1件につき 2,000円</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(料金、手数料等の軽減及び免除)</p> <p>第30条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>(料金の過誤)</p> <p>第31条 管理者は、給水使用料納付後、料金に増減又は過誤があったときは、翌月の使用料において増減することができる。</p> <p>(給水装置の検査等)</p> <p>第32条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。</p>

現 行	改 正 案
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第32条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(給水装置の切離し)</p> <p>第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(貯水槽水道の設置者に対する指導等)</p> <p>第35条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(給水装置の切離し)</p> <p>第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(貯水槽水道の設置者に対する指導等)</p> <p>第36条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。</p>

現 行	改 正 案																					
<p>2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>(貯水槽水道の設置者の責務)</p> <p>第36条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、規則で定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(過料)</p> <p>第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。ただし市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第39条 (略)</p>	<p>2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>(貯水槽水道の設置者の責務)</p> <p>第37条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、<u>管理者が定めるところにより</u>、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者が定める</u>。</p> <p>(過料)</p> <p>第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。ただし<u>管理者がその必要がないと認めたときは</u>、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第40条 (略)</p>																					
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>八鹿町八鹿・八鹿町下網場・八鹿町上網場・八鹿町舞狂・八鹿町九鹿・</td> </tr> <tr> <td>八鹿町小佐・八鹿町石原・八鹿町小山・八鹿町国木・八鹿町朝倉・八</td> </tr> <tr> <td>鹿町米里・八鹿町高柳・八鹿町八木・八鹿町今滝寺・八鹿町上小田・</td> </tr> <tr> <td>八鹿町下小田の各一部</td> </tr> </table>	八鹿町八鹿・八鹿町下網場・八鹿町上網場・八鹿町舞狂・八鹿町九鹿・	八鹿町小佐・八鹿町石原・八鹿町小山・八鹿町国木・八鹿町朝倉・八	鹿町米里・八鹿町高柳・八鹿町八木・八鹿町今滝寺・八鹿町上小田・	八鹿町下小田の各一部	<p>別表第1(第22条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径mm</th> <th colspan="2">料金</th> <th colspan="3">超過料金</th> </tr> <tr> <th>基本水量m³</th> <th>基本料金 料金 円</th> <th>1m³当たり 180円</th> <th>1m³当たり 190円</th> <th>1m³当たり 200円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>10</td> <td>1,570</td> <td>11m³から</td> <td>31m³から</td> <td>101m³</td> </tr> </tbody> </table>	口径mm	料金		超過料金			基本水量m ³	基本料金 料金 円	1m ³ 当たり 180円	1m ³ 当たり 190円	1m ³ 当たり 200円	13	10	1,570	11m ³ から	31m ³ から	101m ³
八鹿町八鹿・八鹿町下網場・八鹿町上網場・八鹿町舞狂・八鹿町九鹿・																						
八鹿町小佐・八鹿町石原・八鹿町小山・八鹿町国木・八鹿町朝倉・八																						
鹿町米里・八鹿町高柳・八鹿町八木・八鹿町今滝寺・八鹿町上小田・																						
八鹿町下小田の各一部																						
口径mm	料金		超過料金																			
	基本水量m ³	基本料金 料金 円	1m ³ 当たり 180円	1m ³ 当たり 190円	1m ³ 当たり 200円																	
13	10	1,570	11m ³ から	31m ³ から	101m ³																	

現 行		改 正 案					
				30m ³ まで	100m ³ まで	以上	
	20	10	2,460	11m ³ から 30m ³ まで	31m ³ から 100m ³ まで	101m ³ 以上	
	25	15	3,970	16m ³ から 35m ³ まで	36m ³ から 100m ³ まで	101m ³ 以上	
	40	20	9,960	21m ³ から 40m ³ まで	41m ³ から 100m ³ まで	101m ³ 以上	
	50	30	14,940	31m ³ から 50m ³ まで	51m ³ から100 m ³ まで	101m ³ 以上	
	75	50	33,210	51m ³ から 70m ³ まで	71m ³ から100 m ³ まで	101m ³ 以上	
	臨時用給水	1	700	工事その他臨時に使用するもの			

口径(mm)	水道加入金(千円)
13	100
20	200
25	320
40	860
50	1,480
75	4,010
100	市長が別に定める額

口径(mm)	水道加入金(千円)
13	100
20	200
25	320
40	860
50	1,480
75	4,010
100	管理者が別に定める額

現 行

改 正 案

別表第3(第22条関係)

口径mm	料金		超過料金		
	基本料金	基本料金	1m ³ あたり	1m ³ あたり	1m ³ あたり
	基本水量m ³	料金 円	180円	190円	200円
13	10	1,570	11m ³ から 30m ³ まで	31m ³ から 100m ³ まで	101m ³ 以上
20	10	2,460	11m ³ から 30m ³ まで	31m ³ から 100m ³ まで	101m ³ 以上
25	15	3,970	16m ³ から 35m ³ まで	36m ³ から 100m ³ まで	101m ³ 以上
40	20	9,960	21m ³ から 40m ³ まで	41m ³ から 100m ³ まで	101m ³ 以上
50	30	14,940	31m ³ から 50m ³ まで	51m ³ から100 m ³ まで	101m ³ 以上
75	50	33,210	51m ³ から 70m ³ まで	71m ³ から100 m ³ まで	101m ³ 以上
臨時用給水	1	700	工事その他臨時に使用するもの		

附則第5項 養父市給水施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(<u>養父市上水道事業給水条例</u>の準用)</p> <p>第3条 給水施設の給水についての使用料及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項については、水道法(昭和32年法律第177号)その他の法令及びこの条例に定めるもののほか、<u>養父市上水道事業給水条例</u>(平成16年養父市条例第266号。以下「水道給水条例」という。)の各規定を準用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(<u>養父市給水条例</u>の準用)</p> <p>第3条 給水施設の給水についての使用料及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項については、水道法(昭和32年法律第177号)その他の法令及びこの条例に定めるもののほか、<u>養父市給水条例</u>(平成28年養父市条例第 号。以下「水道給水条例」という。)の各規定を準用する。</p> <p>2 (略)</p>